

Q 出張期間中の休日の取扱いやはどうなりますか

A 休日出勤命令や振替休日指定が行われない限り、休日として取扱われます。  
その所定休日に労働させた場合は出張中であっても通常の業務と同様に、  
休日労働（法定休日の場合）もしくは時間外労働として取り扱われることになり、割増賃金を支払わなくてはなりません。